

令和2年4月8日

介護保険施設
医療機関

管理者様

糸満市長 上原 昭

糸満市における新型コロナウイルス感染症に係る要支援・要介護認定の
臨時的な取り扱いについて

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局老人保健課より、新型コロナウイルス感染症から入所者等の安全性を確保するため、介護保険施設や病院等が外部との面会を禁止する等の措置をとった場合、臨時的な取り扱いとして、当該施設等に入所している被保険者の有効期間については、従来の期間（要介護度はそのまま）に新たに12ヶ月までを合算できることになりました。これにより、本市の対応方針等を下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1. 施設等において面会禁止の判断をした場合

様式1「新型コロナウイルス感染症に係る面会禁止措置開始申出書」と様式2「要介護認定臨時的取り扱い対象者リスト」を糸満市福祉部介護長寿課認定給付係に提出してください（FAX不可）。

2. 対象者の取り扱い

臨時的な取扱いの対象者については、要支援及び要介護認定の更新申請をした被保険者です。提出のあった対象者リストと当該被保険者の要介護・要支援認定申請書を突合し、申請内容等を確認の上、従来の期間に12か月を合算します。

臨時的な取り扱いでは、従来の要介護度がそのまま適用されます。被保険者の状態や環境等の変化により、介護の手間が軽減又は増加した場合は、区分変更申請をご検討ください。

3. 被保険者証の送付

被保険者証は、随時、更新処理を行い送付します。

4. 面会禁止等を解除する場合

面会禁止等を解除する場合は、様式3「新型コロナウイルス感染症に係る面会禁止措置解除申出書」を提出してください。

5. 新規・区分変更申請について

認定調査を実施する必要があります。そのため、対象者がいる施設等については、施設の入所者と隔離されたスペースを用意するなど、調査実施については、本市にお問い合わせの上、別途調整を行ってください。ご協力をお願いいたします。

6. 更新申請の取り下げについて

今回の臨時的な取り扱いについては、有効期間合算のために当該更新申請の取り下げ処理を行う必要があります。本来、要介護（要支援）認定申請の取下依頼書の提出が必要ですが、職権により取り下げの処理を行いますので、ご了承ください。

7. 臨時的な取り扱いについて

当該取り扱いの変更、終了等については、国の通知等により確認し、随時、糸満市ホームページ等に掲載しますので、ご確認をお願いします。

8. お問い合わせ

糸満市 福祉部 介護長寿課 認定給付係

電 話 098-840-8133

FAX 098-840-8152

様式 1

令和 2 年 月 日

糸満市長 様

住 所

施設名等

施設長名又は

代表者氏名

印

新型コロナウイルス感染症に係る面会禁止措置開始申出書

新型コロナウイルス感染防止の為、下記のとおり、入所者との面会禁止措置を講じたので申し出ます。

記

1. 面会禁止期間 令和 2 年 月 日 から
2. 対象者 別紙、対象者リストのとおり
3. 連絡先 担当者： _____

電 話： _____

様式 3

令和 2 年 月 日

糸満市長 様

住 所

施設名等

施設長名又は

代表者氏名

印

新型コロナウイルス感染症に係る面会禁止措置~~解除~~申出書

新型コロナウイルス感染防止による入所者との面会禁止措置の解除を申し出ます。

記

1. 面会禁止解除日 令和 2 年 月 日 から

2. 連絡先 担当者： _____

電 話： _____